

議会受付番号	鎌議第 1427 号
質問者	長嶋 竜弘議員
答弁する者	副市長（総務部職員課、経営企画部行革推進課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

残業・休日出勤・休憩時間等の状況について

2 質問の要旨

このところ残業・休日出勤がまた常習化しているように見受けられる。本来命令により行う事になっているはずだがそうになっていないと思われる。また、サービス残業・サービス休日出勤についてもあるのではないかと思われる。よって、残業・休日出勤について以下ご回答ください。

- ① 残業・休日出勤が命令として行われているかどうかのチェックは、どのような方法で、どの位の頻度で行っているのか。
- ② サービス残業、サービス休日出勤が行われているかどうかのチェックは、どのような方法で、どの位の頻度で行っているのか。
- ③ 命令で行われていなかった事例があったとしたら何件中何件あったのか。
- ④ 事後承諾があったとしたら何件中何件あったのか。
- ⑤ 残業・休日出勤とも決まった職員が多いように思うが把握できているのか。
- ⑥ 残業・休日出勤の多い職員、部署への業務改善指導はどのような内容で、どの位の頻度で行っているのか。
- ⑦ 残業が命令されていない職員は、閉庁後 30 分程度過ぎたら退庁すると言ったような規則を作るべきだがいかがか。
- ⑧ 20 時以降庁舎内に残っている職員は、守衛室の所で全員名前と退庁時間を記載する等のチェックをするべきだと思うがいかがか（時間は 20 時でなくても良い）。
- ⑨ 管理職の輪番制による残業チェックをするべきだと思うがいかがか。
- ⑩ 議会開催日以外のノー残業デーに、職員が残っている日が非常に多く見受けられるが、把握はどのようにしていて、その現状についてどのように考えていて、改善はどのようにすべきと考えているのか。
- ⑪ 業務に支障が発生しない事を前提に、出退庁時間をもう少しフレキシブルにし

て残業を減らす事を考えたらいいと思うがいかがか。

- ⑫ 休憩を一斉に取るのではなく、2～3便に分けて取れば事務が滞る時間が無くなり残業時間の削減につながると思うが実施するつもりはないか。
- ⑬ 喫煙を休憩時間以外は禁止するとの方針だそうだが何時から始めるのか。またその事による残業時間削減効果はどの程度あると試算しているのか。
- ⑭ 残業削減の為には、事務効率の改善による業務量の削減と、事業数の削減が必要かと考えるが、どのように考えているのか。また、事務効率の改善、事業数の削減の具体的な対策はどのような事を考えているのか。
- ⑮ 鎌倉の街は土日祝祭日が中心に人の流れが多い街である。国に特区なりで要望して、市民活動部などを中心に土日祝祭日を通常勤務として扱うべきだと思うがいかがか。

3 答弁

- ① 超過勤務及び休日勤務については、庶務事務システムにより、所属長から命令され、勤務後に所属長が確認をする際にチェックすることを原則としています。また、突発的な業務に対応するため、庶務事務システムによる手続きができなかった場合も、所属長に対して口頭で承諾を得るとともに、勤務後に庶務事務システムにより事後承諾することもあります。以上のように、日頃から所属長がチェックを行っています。
- ② サービス残業やサービス休日出勤が行われることのないよう、上記①のとおりチェックしております。
- ③ 上記①のとおりチェックすることになっていることから、サービス残業やサービス休日出勤はないものと考えています。
- ④ 事後承諾で超過勤務及び休日勤務が行われた状況や件数については、各所属長において把握しておりますが、市役所全体としての件数については、集計しておりません。
- ⑤ 庶務事務システムで把握しています。
- ⑥ 60 時間を超える超過勤務及び休日勤務を行った職員の所属長に対して報告書の提出を求めるとともに、健康障害防止対策に関する要領に基づき、職員及び所属長と面談を行い、現状及び問題点を把握し、業務改善指導を行っているところです。
- ⑦ 超過勤務が命令されていない職員については、定時に退庁するよう周知・徹底を図っていきます。
- ⑧ 労務管理上は、庶務事務システムで全職員の退庁時間を管理しています。また、庁舎管理上は、20 時以降に退庁する際に、守衛室前に備付けの帳簿に各課の最終退庁者の人数及び退庁時間を記入するようしております。
- ⑨ まずは、各所属長のマネジメントとして、適切に管理することが第一であると考えております。

- ⑩ 毎月第2水曜日のノー残業デーの重点取組み日については、職員課職員を含む安全衛生委員会委員による本庁舎及び分庁舎の巡視を行い、18時以降も職場に残っている職員数を把握するとともに、退庁を促しています。また、それ以外のノー残業デーについては、庁内放送及びグループウェアを通じて全職員に退庁を促しています。

ノー残業デーであっても、業務の都合上、超過勤務が発生するやむを得ない事情がありますので、それに代わるノー残業デーを別の日に設定するよう指導するなど職員の健康障害防止を推進していきます。

- ⑪ 現在、職員の健康管理及び超過勤務の縮減のため、スライド勤務を導入しております。今後とも職場の実情を踏まえ、スライド勤務の運用を行っていきたいと考えています。

なお、フレックスタイムの導入については、国等の動向を把握しつつ検討していきたいと考えています。

- ⑫ 休憩は、原則一斉に付与することとしておりますが、市民等の窓口対応がある場合には、当番制により休憩を分けて付与しており、事務が滞ることのないよう対応を図っているところです。

- ⑬ 職場における労働者の安全と健康の確保及び受動喫煙の防止の観点から、勤務時間内（超過勤務時間を含みます。）を禁煙とすることについては、平成27年10月中を予定しています。なお、今回の措置は、残業削減のためではないことから、効果の試算はしておりません。

- ⑭ 平成27年度に策定しました第4次鎌倉市行革プランでは、アクションプログラムの一つとして超過勤務の縮減を掲げています。

業務改善の推進、意識改革については、小集団による業務改善活動の実施や、業務改善に特化した研修の実施を行うこととしている職員力向上プロジェクトにおいても実施していきます。

事業数の削減は、市民ニーズや費用対効果等を踏まえながら検討してまいります。

- ⑮ 土曜日及び日曜日開館の施設などに勤務する職員については、土日祝祭日を通常勤務としていますが、閉庁職場においても同様の勤務体制とすることが必要な場合には、振替勤務の活用など検討していきたいと考えています。